

ホッとだより

令和2年度
第5号
【1月発行】

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う保険料の減免についてご案内します

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入等が減少した被保険者を対象に介護保険料・後期高齢者医療保険料の減免を実施しています。

【お手続きに必要なもの】

- ① 印鑑
- ② 令和元年中及び令和2年中の収入のわかるものの写し
- ③ 令和2年1月以降に失業された方は、そのことがわかるものの写し

【申請期限】

令和3年3月31日まで

保険料の還付について

□ 座振替、年金天引き、納付書等で既に納付された保険料がある場合、この保険料について減免となったときは、還付（返金）いたします。その場合は、市役所から書面等でお知らせいたします。

市役所の職員がお電話で保険料の還付金の手続きをお願いすることやATMの操作をお願いすることは絶対ありません。このような不審なお電話があった場合には市介護福祉課までご連絡ください。

【問合せ】

市介護保険担当 (窓口 17番)
市高齢者包括支援担当 (窓口 16番)
電話 (23) 6111

介護保険料

減免事由1

新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った第1号被保険者

減免事由2

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少する見込みで下記の①②のいずれにも該当する第1号被保険者

- ① 主たる生計維持者の令和2年中の収入（給与・事業（営業・農業等）・不動産・山林）のいずれかが令和元年に比べて3割以上減少する見込みの第1号被保険者（3割以上減少しない時は対象外です）
- ② 主たる生計維持者の減少が見込まれる収入以外の所得が400万円以下の世帯

減免の対象となる保険料

- ① 令和元年度
令和2年2月、3月分の保険料
（年金天引きの場合は令和2年2月分）
- ② 令和2年度
全期間の保険料

減免額

減免事由1 全額が免除となります。
減免事由2 お問い合わせ下さい。

後期高齢者医療保険料

減免事由1

新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った被保険者

減免事由2

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少する見込みで下記の①～③の全てに該当する被保険者

- ① 主たる生計維持者の令和2年中の収入（給与・事業（営業・農業等）・不動産・山林）のいずれかが令和元年に比べて3割以上減少する見込みの被保険者（3割以上減少しない時は対象外です）
- ② 主たる生計維持者の減少が見込まれる収入以外の所得が400万円以下の被保険者
- ③ 主たる生計維持者の平成31年1月から令和元年12月までの所得の合計が1,000万円以下の被保険者

減免の対象となる保険料

- ① 令和元年度
令和2年2月、3月分の保険料
（年金天引きの場合は令和2年2月分）
- ② 令和2年度
全期間の保険料

減免額

減免事由1 全額が免除となります。
減免事由2 お問い合わせ下さい。